

研究ノート

## 多職種・多機関連携による触法高齢者・障害者の地域生活支援の現状と課題 －A県B地域生活定着支援センターの事例から－

長谷川 真司<sup>1</sup>

Masashi HASEGAWA

高石 豪<sup>2</sup>

Go TAKAISHI

岡村 英雄<sup>3</sup>

Hideo OKAMURA

中野 いく子<sup>3</sup>

Ikuko NAKANO

草平 武志<sup>1</sup>

Takeshi KUSAHIRA

矯正施設に福祉の支援を必要とする高齢受刑者・障害受刑者が多くいることが認識されるようになり、彼らが出所し地域で生活を送るうえで退所後適切な福祉サービスにつながらない事や、住居の確保や就労の場がないまま出所する等ソーシャルワークの支援が乏しいため再犯に至るリスクが高い事が問題になっている。そのため、司法と福祉をつなぐ地域定着支援センターが設立され、実践を積み重ねている。本研究では、地域定着支援センターが支援を行った事例について当事者及び関係機関の専門職にヒアリングを行い、福祉の支援が必要な矯正施設出所者が地域生活を円滑に送ることが出来るようにするための要因について明らかにする。

キーワード：地域生活定着支援センター、触法高齢者・障害者、多職種・多機関連携

### 1. はじめに

近年高齢受刑者・障害受刑者が増加していることが社会問題化し、司法と福祉をつなぐ必要性が彼らの高い再犯リスクへの対応として問われている。そのようななか地域生活定着支援センターが全国で創設され、特に地域への生活移行の実践についてソーシャルワークの領域でも本格的な取組が始まってはいるが、地域の理解が得にくく実践

に困難を伴うことが多い状況がある。そこで、本研究では、地域生活定着支援センターが関わりのある矯正施設から退所した高齢者や障害者の支援において、円滑に地域生活へつなぐ事ができた事例について当事者及び関係機関の専門職にヒアリングを行い、多職種・多機関連携の現状と課題を明らかにすることを目的としている。

1 山口県立大学

2 日本社会事業大学大学院

3 日本地域福祉研究所

## 2. 研究の背景

### (1) 高齢受刑者・障害受刑者の現状

知的障害受刑者及び知的障害者の疑いのある受刑者の実態については、法務省の平成19年の矯正時計年報の「新受刑者の罪名別知能指数」を基に厚生労働科学研究のなかで分析された「知能指数69以下」の新規受刑者が毎年全体の2割以上を占めているという事実がよく用いられる（全国地域生活定着支援センター協議会2012:5-6）。ただし、近年法務省による全国の刑事施設の入所受刑者に対する知的障害を有する受刑者についての大規模調査では、知的障害を有するもしくは知的障害の疑いのある受刑者は全体の2.4%であるという調査結果もある（法務省2014:6-7）。知的障害の受刑者の罪名では、窃盗が半数を超え、次に詐欺が多く、全体の受刑者と比べて、窃盗、強制わいせつや放火などの割合が高い（法務省2014:29）。また、犯行の手口としては、窃盗では万引きと侵入盗の割合が、詐欺では無銭飲食の比率が高い（法務省2014:30）。療育手帳については、知的障害を有する者の45.6%が、知的障害の疑いのある者の11.9%が取得をしていた状況である（法務省2014:42-43）。知的障害者の特徴としては、配偶状況として未婚の割合が入所受刑者全体より高く、入所前の住居も不定・浮浪の割合が全体より高い（法務省2014:34）。また、就労状況としても、入所前の無職の割合が高く、最終学歴も中学校卒業の比率が受刑者全体と比べて高い（法務省2014:34-35）。以上の事から、知的障害者受刑者の生活環境としては、再犯の可能生の高い要因（住所不定、未婚、無職、義務教育のみ等）が一般の受刑者より多く、地域生活を継続することが難しい状況がある。

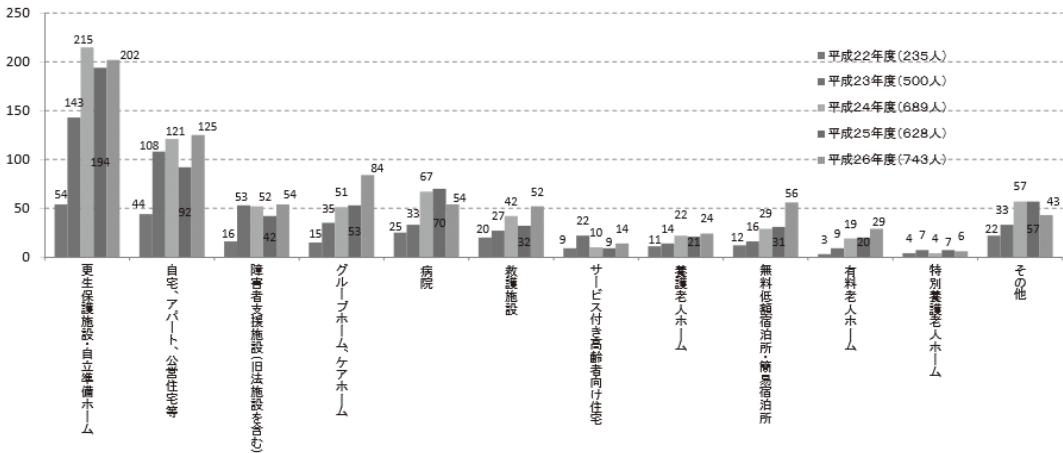
65歳以上の高齢受刑者については、昭和63年に降増加し続けている（法務省 2008）。

平成19年の時点で、昭和63年と比較すると、男性では65歳以上の新受刑者が約6倍に、女性では約7.2倍に増えている（法務省 2008）。新受刑者の罪名としては、男性の場合窃盗が1位であり、65歳未満に比べ詐欺の割合が高く、覚せい剤取締

違法が少ないという特徴がある（法務省 2008）。女性の場合は、65歳未満は覚せい剤取締違法の割合が高いのに対し、65歳以上の高齢者は窃盗の割合が高く、次いで詐欺となっている（法務省 2008）。そして、高齢受刑者の特徴としては、64歳以下の受刑者と比べて、再入者の割合が高く、6度以上の多数回入所している割合が高い（法務省 2007:31）。また、入所回数が増えるほど再犯期間が短くなる傾向もある（法務省 2007:32）。高齢受刑者のもう一つの特徴として、仮釈放で出所する割合が低く、満期まで服役する受刑者は年齢が高くなるほど多い（法務省2007:40）。この事は高齢受刑者の職業の有無や配偶関係とも関係しており、それに伴う出所時の帰住先にも関連している。高齢者は無職である受刑者の割合が、また配偶関係では未婚及び離別の割合が64歳以下の受刑者に比べかなり高い（法務省2007:35-36）。そして、出所時の帰住先としても家族とのつながりが弱い場合が多く、更生保護施設も就労を前提とした一時的に居住できる施設であるため高齢受刑者の帰住先としては限界があるなか、その他への帰住が増えている（法務省2007:41-42）。

### (2) 司法と福祉をつなぐ取り組み

この様に、近年高齢受刑者及び障害受刑者が増え、地域で出所者を受け入れる場合、福祉的な支援の必要性が確認されるなか、司法と福祉をつなぎ、高齢者や障害者が刑務所から出所後円滑に福祉サービスを利用する事が出来るように、また地域で生活できるように住居や就労等の支援をする機関として地域生活定着支援センターが平成21年から各都道府県に創設され支援を行っている。センターでは、特別調整対象者である、高齢者や障害者の地域への生活移行におけるソーシャルワーク支援を行っている。特別調整は、「釈放後の住居がないこと」、「福祉サービス等を受けることが必要であると認められること」、「対象となることを希望していること」等がその要件であり、従来彼らに福祉的な支援がなく、地域生活への生活移行が難しい事が再犯のリスクを高くしていると



出典：厚生労働省2015

図1 矯正施設を退所し受け入れ先に帰住した者の矯正施設退所時点の居住先内訳

いう認識のもと司法分野の専門機関と連携しながら触法高齢者や障害者の地域生活支援を行っている。

地域生活定着支援センターの支援実績としては、平成26年度に「コーディネート業務（帰住地への受入調整等）」を行った者が1,385名、「フォローアップ事業（受け入れ調整後に行う受入施設等への支援）」を行った者が1,640名、そして「相談支援事業（地域に在住する矯正施設退所者本人やその家族、施設等からの相談に応じる支援）」を行った者が1,212名であった（厚生労働省2015）。

また、特別対象者の帰住先としては、図1からわかるように、矯正施設を退所した時点で、その多くが更生保護施設や自立準備ホームに居住をしている。2番目に、自宅、アパートや公営住宅が居住先となり、次いで障害者支援施設やグループホーム・ケアホームとなっている。

A県B地域生活定着支援センターの実績としては、表1にあるように退所直後で一番多いのは、全国と同じ更生保護施設と自立準備ホームである。しかし、2番目には精神科病院が受入先であり、自宅・アパート・公営住宅に入居する者が少ない事がB地域生活定着支援センターの特徴である。B地域生活定着支援センターのコーディネー

受け入れ先	退所直後	2か所目以降
精神科病院	10	7
更生保護施設、自立準備ホーム	15	0
養護老人ホーム	0	9
救護施設	4	2
自宅、アパート、公営住宅	2	2
病院	0	3
共同生活介護・援助	1	1
障害者支援施設	1	0
その他	1	4
合計	34	28
	62	

(出典：B県地域生活定着センターの事業概要から)

表1 B地域生活定着支援センターの実績 (特別調整対象者の帰住先)

ト業務の対象者の4割以上が高齢者であり、精神障害者の割合も4割を超えている事が影響していると推測される。

### 3. 研究の視点および方法

本研究では、A県B地域生活定着支援センターが関わった支援対象者や矯正施設退所者の受け入れ等の支援で連携した関係機関・施設の専門職などに対するヒアリング調査を、2015年1月30日と31日に当事者2名と彼らを支援している機関・施

設の専門職3名に対して行っている。主なインタビューの質問内容は、「地域生活への移行支援のプロセスの概要」や「地域生活への移行支援の課題と促進の要因」などについてである。

#### 4. 倫理的配慮

ヒアリング調査の際には、調査対象者に対し回答は自由意志に基づくことや回答を拒否した時の不利益が生じない事などを明確に説明し、書面による同意を得たうえで調査を行っている。支援対象の当事者については、A県B地域生活定着支援センターの担当職員同席のうえ、本人同意が得られた事例についてのみヒアリング調査を行った。なお本研究は、山口県立大学生命倫理委員会の承認（承認番号26-54号）を得て実施している。

#### 5. 研究結果

本研究では、B地域生活定着支援センターが関わり、支援対象者が現在施設で生活をしているC氏の事例と地域で一人暮らしをしているD氏の事例の2つの事例について当事者と支援者からヒアリングを行った。2事例ともB地域生活定着支援センターのフォローアップ事業の対象者である。

本研究の一部として実施された全国調査の結果によると、地域生活定着支援センターが支援を行う際これまで連携をとった機関・団体等については、他県定着支援センター、矯正施設、保護観察所を挙げる回答者が多く、地域の団体（町内会、

自治会、老人クラブ等）が少なかった。C氏とD氏の両ケースでは、全国調査の結果にみられたように、日頃から地域生活定着支援センターとつながり強い福祉や司法関係の団体とは連携がとれていたが、地域の団体とのつながりが弱い状況が課題としてみられた。

今回のヒアリングを行ったC氏は、地域生活定着支援センターが連携する機会が多い福祉施設である救護施設で生活しているケースである。C氏は入所施設で生活しているため、連携先としては病院や行政等が主であり、ヒアリングの時点で地域移行の段階ではなかったため地域の団体とのつながりは特になく状況である。

C氏は70歳代の女性である。療育手帳は取得していないが、知的に能力が低い様子がみられ、インタビューの質問に対する回答も質問内容が理解出来ないため適切でない場合や、回答が二転三転する場面もあった。結婚歴はなく、子どももいない。兄弟はいるが、長く交流はない。心疾患はあるが、ADLは自立しており、体調も良好である。現在生活費に関しては、生活保護を受給している。10代の頃から窃盗を繰り返し少年院にも入所し、成人後窃盗で複数回刑務所に入所している。70歳を過ぎ初めて地域生活定着支援センターの支援を得て、刑務所から出所後救護施設に入所し1年と数ヶ月たつフォローアップ事業の対象者である。

本人の今後の希望としては、住み慣れた現在生活している地域で住み続けたい。そして、一人暮らしをしたい希望はあるが、住み慣れたところで生活出来るのであれば施設での集団生活でも構わないとの意向を持っている。

C氏が現在入所している救護施設において、定着支援センターが設立された平成21年以降特別調整対象者として入所したのは2ケースのみである。ただし、近年罪を犯して裁判になった時に弁護士サイドから実刑にならなかった場合救護施設で対応してもらえないかという相談から入所に至ったケースや、矯正施設を満期で出所後親兄弟のところに帰って来たが、行き場がなくなり救護施設に入所するケースや、刑務所には入った事がないが

多職種・多機関による連携の事例  
(中間施設のケース)①

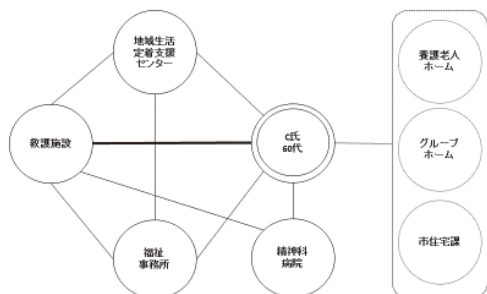


図2 C氏のソーシャルサポートネットワーク図



前科のあるケースなど罪を犯した利用者がある一定程度入所しているとの事であった。

C氏の入所している救護施設はここ数年定員の3分の1程度の人数が毎年退所をしている地域移行を積極的に進めている施設である。一つの大きな理由としては、市営住宅に関して保証人なしで入居できることがある。ただし、C氏のようなケースについては、例えば現在の施設が支援を継続することが難しいという判断をした場合、他に受け入れる施設があるかという、現実的には難しい状況がある。1回入所すると、ある一定程度の期間施設で支援を継続する覚悟が必要となる。また、地域移行を考えた場合も、再犯のリスクが高く、専門職の深い関わりが必要なケースについては、市営住宅やグループホームへの移行が難しい。

また、地域で一人暮らしをしているD氏は、ENPO法人を中心に地域の行政・福祉関係機関の専門職が連携し住宅確保や金銭管理等の支援を行い地域移行が円滑に行われたケースである。しかし、D氏は現在地域で生活するなかで知人が少ないため孤立しており、地域の団体の活動への参加など生きがい支援がニーズとしてある。D氏はENPO法人が主催する行事（ラジオ体操や地域のゴミ拾いなど）やイベント（餅つきやクリスマス会など）には参加しているが、専門職が紹介した社協のサロン活動には馴染めず、その他地域の団体との連携は必ずしも取れているとはいえない状

況である。

D氏は70歳代の男性で、20歳代に初めて刑務所に入所してから50年近く服役を重ねている。両親は死亡しており、兄弟とも疎遠で、兄弟の消息も不明である。D氏に結婚歴はないが、子供がいる。しかし、子供との交流は一切ない。療育手帳は取得していないが、軽度な知的障害の疑いがある。現在生活費に関しては、生活保護を受給している。金銭の管理については、ENPO法人が関わっているが、買い物に工夫をし、決まった金額で生活出来ている。また、介護保険の認定は受けているが、ADLは自立しており、日常生活に困難はない。そして、毎日近所を歩いたり、腹筋運動をするなど健康面にも気をつけている。

最後に刑務所を出所してからは、一度更生保護施設に入所し、仕事の関係で現在暮らしている市に移動した。その際、まずアパートに入居するために必要な費用を準備するためENPO法人が運営する自立援助ホームに数ヶ月住み、現在アパートにて一人暮らしをしている。

定着支援センターの関わりとしては、特別調整対象者としての関わりから始まり、その後フォローアップ支援を行い現在は1年に1～2回様子を確認する程度である。

本人の今後の生活における希望としては、人生の大半を矯正施設で過ごしたので、残された人生を有意義に自分なりに楽しく生きようと思っており、住むところも食事についても贅沢は言わないのでつましく生活出来ればよいとの意向を持っている。

現在D氏の生活を支えている主要な専門機関はENPO法人である。ENPO法人によるD氏に対する主な支援としては、金銭管理がある。金銭管理については契約書を交わすが、無償で行っている支援である。定期的に月2回施設まで来てもらうことで、安否確認にもなる。

また、D氏は現在アパートで暮らしているが、保証人についてはENPO法人が独自で行っている保証人バンクを利用している。利用料については4万円もらうが、近年部屋で亡くなるケースなど

多職種・多機関による連携の事例  
(アパートで一人暮らしのケース)②

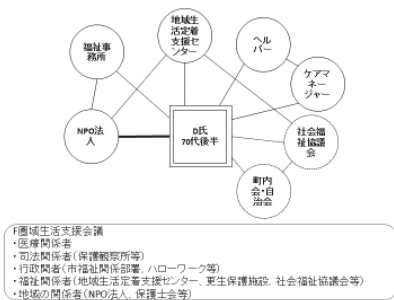


図3 D氏のソーシャルサポートネットワーク図

があったため、2年に1回1万円を更新料で支払う事で運営を行っている。ただし、この保証人バンクに関しては、誰でも利用出来るわけではなく、支援する側と関係を築くことが出来る利用者を支援の対象としている。また、民間の不動産会社を通して契約する場合で、保証会社を利用出来る利用者についてもENPO法人が緊急連絡先になる事が多い。

また、ENPO法人では、利用者に対して定期的なプログラムの提供と、季節ごとのイベントの開催をしている。行事としては、毎週木曜日にラジオ体操をし、地域のゴミ拾いなどをする。それから、施設でコーヒーなどを飲みながら、昔懐かしい音楽をみんなで聴いたり、歓談を行ったりするプログラムを毎週行っている。また、季節のイベントとしては、クリスマス会、餅つき、バレンタインデーやそうめん流し等を行っている。また、専門職が来て行うプログラムとしては、看護師による健康相談や音楽療法士による音楽プログラムを毎月1回行っている。

D氏は、日中図書館に通うことや、運動をするなどして過ごしている。しかし、生活がマンネリ化し、人と話す機会があまりない状況で寂しいという相談が地域生活定着支援センターの職員にあった。そのため、社会福祉協議会が主催している地域のサロン活動への参加を促し、実際に参加したが、地域住民とは会話が続きその後参加はしていない。現在余暇活動の参加としては、ENPO法人で行われている定期的なプログラムや季節のイベントに積極的に参加をし、利用者や職員と交流を深めている。

## 6. 考察

今回取り上げた2つの事例は、地域生活定着支援センターが支援に関わり、救護施設のような中間施設を活用しているC氏への支援と、アパートで一人暮らしをしているD氏の生活支援を行ったケースである。

D氏のケースで多職種・多機関による連携が円滑に行われた理由として、医療関係者、司法関係

者（保護観察所等）、行政関係者（市福祉関係部署、ハローワーク等）、福祉関係者（地域生活定着支援センター、更生保護法人、社会福祉協議会）、地域の関係者（NPO法人や保護司会等）がF圏域生活支援協議会を2ヶ月に1回行っていることがある。互いに顔が見える関係があるなかで連携がとりやすい環境を整備している。しかし、D氏のニーズとしてあげられる日常の生きがい支援については、全国調査でもみられたように地域の団体との連携がスムーズには出来ていない状況がある。今後地域で触法高齢者・障害者が生活するには、従来あまり関わりがない地域の団体との連携も日常生活全般を支える上では必要になる。そのためには、支援対象者へ地域の団体の活動への参加を促すとともに、地域から排除されがちな触法高齢者・障害者を地域で受け入れてもらうために地域の団体や住民の触法高齢者・障害者に対する理解を促進するアプローチが求められる。

また、D氏の地域移行が円滑に行われた理由として、ENPO法人が民間の不動産業者と連携し住居を探す支援をするだけでなく、住まいの確保において課題となる保証人の問題について独自の保証人バンクを運営し、金銭管理等の支援も行っている事がある。矯正施設からの退所者は、保証人になってくれる近親者や相談出来る知人等が身近にいないため孤立している場合が多い。そのため、地域移行の第一歩である住まいの確保が、身元保証人がいないため難しい課題がある。

そして、国も再犯防止の観点からも社会において「居場所」と「出番」をつくる事が支援として必要であるとし、住宅の確保と就労先の確保の重要性を示している（犯罪対策閣僚会議2012:12）。事実、単身生活者への支援として地域からの孤立を防ぎ、再犯の防止のためにも「暮らす場所」、「余暇活動・日中活動の場所」、「相談できる場所」の3つの居場所が必要であるとされている（全国地域生活定着支援センター協議会2012:102）。

まず「暮らす場所」の確保については、一番大きな課題として住まいを借りるための保証人をど

う確保するかがある。現在全国各地で先駆的な取り組みが行われ始めている。例えば、住まいを確保するための「保証」を支援する活動・サービスとして、まず関係機関・関係者の協力によって「保証人」の機能を代替する仕組みである、福岡市高齢者住宅相談支援事業がある。また、関係機関・関係者が「保証人」となる仕組みとして、全国社会福祉協議会による児童福祉施設等に関する身元保証人確保対策事業や鳥根県社会福祉協議会による生活困窮者等の住宅確保支援の取り組みなどがある。

福岡市高齢者住宅相談支援事業は、入居困難な高齢者を対象に、福岡市社会福祉協議会がコーディネーターとなり事業に協力してくれる不動産会社である協力店と一緒に、自社型保証方式を導入し、入居中の必要な福祉サービスや生活支援を提供する支援団体とも協働する取り組みである（高齢者住宅財団 2015: 32-41）。また、鳥根県社会福祉協議会の取り組みは、市町村社会福祉協議会が家主や不動産会社が「債務保証契約」を、市町村社会福祉協議会と支援対象者が「入居保証利用契約」を、また家主と支援対象者が「賃貸借契約」を締結し、滞納家賃の3ヶ月分や部屋の原状復帰費用（家賃の2ヶ月分）を、利用料15,000円で原則2年以内鳥根県社会福祉協議会が保証する支援事業である（全国社会福祉協議会政策委員会2015:46-48）。そして、全国社会福祉協議会の取り組みは、児童福祉施設等に入所しているかまたは退所して1年以内の子どもや女性を対象に、施設の長が就職の時の身元保証人や住宅等を賃貸する時の連帯保証の保証人になる際最長3年間（1年とごの更新）について保証金を国と都道府県等が負担する事業である（全国社会福祉協議会 2015）。

住まいの確保の問題は基本的には保証人の問題ではあるが、先駆的な事業に見られるように家主や不動産会社の不安は家賃の滞納のリスクと、福祉的課題を抱えた入居者の緊急時の支援である。何か問題が起きた場合に、相談出来る体制があれば保証人の問題なしに住居の確保は可能であると

考えられる。

C氏の場合も、今後地域移行を進める際にはグループホームや市営住宅等の住居の確保に向け関係団体との連携を進める必要があると思われる。救護施設の場合措置施設であり、元々福祉事務所等の行政とのつながりが強いが、地域移行にあたり住宅課など日頃あまり福祉と関わりがない部署とも連携を深め移行がスムーズに出来るようにする必要もある。

そして、本人の福祉ニーズに応じた支援とサービスの提供を考慮しつつ一時的に滞在中間施設から長期的に安定した地域生活を送るために、地域生活定着支援センターが中心となり施設の職員とも連携し効果的な支援計画を立てることが求められる。

これらの事例からわかるように、触法高齢者・障害者の地域生活支援において効果的な支援を行うためには、状況に応じて異なる団体や専門職が中心的な役割を担いつつ多機関・多職種が連携し、地域生活定着支援センターが業務で実際に連携を多くとっている機関だけでなく今まであまり連携がとれていなかった地域の団体も含め多様な団体に関わるが必要になる。また、地域生活定着支援センターが創設された事により矯正施設から地域生活につなぐソーシャルワーク支援が始まった。しかし、センターが関わる事で特別調整対象者の帰住地への支援から始まり継続して支援対象者には関わる事が出来るようになったが、日常的な支援を行う上ではC氏のような施設入所者の場合は施設職員からの支援が、またD氏の場合ENPO法人の職員からの支援が欠かせない。多職種・多機関が連携しネットワークを構築し、地域住民も巻き込んだ地域力を高めることで初めて触法高齢者・障害者の地域生活を支える事ができ、再犯の防止につなげることができるだろう。

最後に、今回の聞き取り調査を通してわかった、触法高齢者・障害者が矯正施設から円滑に地域生活に移行するための要因を挙げてまとめとする。まず一つ目に、地域で関係する職種や組織・機関のネットワークが形成されていることがある。生

多職種・多機関連携による触法高齢者・障害者の地域生活支援の現状と課題  
- A県B地域生活定着支援センターの事例から -

活圏域支援会議等定期的に集まる機会があり、互いに顔が見える日常的な関係があり、連携がとりやすい環境が整備されていることが重要である。また、2つ目として、ネットワークの中心となり連携のコーディネーターを行う人・団体があることがある。3つ目として、行政の部局を超えて、また福祉関係者のみでなく生活環境確保のため不動産会社等の民間企業とも連携をしていることがある。4つ目として、制度の不備（保証人制度等）や困難事例に積極的に取り組む団体等連携できる社会資源が豊富になることがある。

そして、今後の課題としては、今まで連携があまりとれていなかった地域の団体も含め多様な団体と連携し、①社会的孤立の防止、②生きがい支援、③触法者への地域の理解の促進、そして④再犯の防止に取り組む事が求められる。また、司法と福祉の垣根を越えたさらなる連携の促進も必要であるだろう。

※本研究は、2014年度「社会福祉事業研究開発基金」（「触法高齢者・障害者の地域定着促進のための効果的支援方法の開発事業」研究代表者：大橋謙策）の助成を受けて行った研究の一部である。

## 参考・引用文献

犯罪対策閣僚会議（2012）「再犯防止に向けた総合対策」  
法務省（2007）「研究部報告37 高齢犯罪者の実態と意識に関する研究－高齢受刑者及び高齢保護対象者の分析－」法務総合研究所  
法務省（2008）「平成20年版 犯罪白書～高齢犯罪者の実態と処遇～」法務省  
法務省（2014）「研究部報告52 知的障害を有する犯罪者の実態と処遇」法務総合研究所  
厚生労働省（2015）「地域生活定着支援センターの支援状況」（<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12000000-Shakaiengokyoku-Shakai/0000050459.pdf>, 2015.12.1)

高齢者住宅財団（2015）「低所得の高齢者への住まい・生活支援を行う事業の全国展開に関する調査研究事業報告書」平成 26 年度老人保健事業推進費等補助金老人保健健康増進等事業、高齢者住宅財団

山口県地域生活定着支援センター（2015）「山口県地域生活定着支援センターの事業概要について」

全国地域生活定着支援センター協議会（2012）「地域生活定着支援センターガイドブック」平成23年度厚生労働省社会福祉推進事業、全国地域生活定着支援センター協議会

全国社会福祉協議会（2015）「児童福祉施設等に関する身元保証人確保対策事業利用の手引き」（[www.zenyokyo.gr.jp/mimotokakuho/01.pdf](http://www.zenyokyo.gr.jp/mimotokakuho/01.pdf), 2015.12.1）

全国社会福祉協議会政策委員会（2015）「社会福祉法人における公益活動 全社協 福祉ビジョン2011 実践事例集 Vol.3」全国社会福祉協議会



## Current Status and Tasks for Community Life Support for Elderly Ex-Offenders and Ex-Offenders with Disability Through Multi-organizational and Multi-professional Networking and Cooperation: A Case Study at the Japan Council of Regional Sustained Community Life Support Centers for the Elderly and Handicapped Ex-offenders

Masashi HASEGAWA  
Go TAKAISHI  
Hideo OKAMURA  
Ikuko NAKANO  
Takeshi KUSAHIRA

It is recognized that there are many elderly and handicapped convicts at correctional institution, and there are high risks at returning to correctional institution without appropriate social work support. Thus, the Japan Council of Regional Sustained Community Life Support Centers for the Elderly and Handicapped Ex-offenders is established to connect social work and justice, and many practices have been carried out to support community life for ex-offenders. In this case study, interview was conducted for clients and professionals at related organizations. Then, it is clarified the factors to transfer the life smoothly from corrective institution to community for ex-offenders who need supports from social us

Keywords: the Japan Council of Regional Sustained Community Life Support Centers for the Elderly and Handicapped Ex-offenders, Multi-organizational and Multi-professional Networking and Cooperation, the Elderly and Handicapped Ex-offenders